

京都市告示第 422 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 12 月 2 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員	
上賀茂経150号線	北区上賀茂西上之段町39番地地先から 同区上賀茂中山町16番地地先まで	旧	メートル 21.40	2.10 ～メートル 4.05	
		新	21.40	4.57 ～ 6.01	
	北区上賀茂西上之段町44番地の1地先内	旧	30.30	2.15 ～ 4.70	
		新	23.10	4.87 ～ 7.60	
	松尾経39号線	西京区松室地家町18番地の1地先から 同町41番地の1地先まで	旧	42.80	2.65 ～ 3.40
			新	42.80	3.34 ～ 4.15
久我経58号線	伏見区久我森の宮町10番地の56地先内	旧	4.00	6.00	
		新	4.00	6.43 ～ 7.07	

久我37号線	伏見区久我森の宮町10番地の280地先から	旧	31.50	1.80 ~ 4.20
	同町10番地の289地先まで	新	31.50	6.27 ~ 6.51

(建設局道路部道路明示課)